

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和元年9月10日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年9月10日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 建石 良明
委員 羽山 茂男 森田 忠彦
西田いく子 山田 強
議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 総務政策課長 奥埜 哲生
副町長 松村 勝之 財政課長 吉田 雅樹
総務部長 今川 新八 会計管理者兼会計課長 奥野 展久
まちづくり推進部長 浅野 達雄 税務課長 林 達也
健康福祉部長 横田 勝 住民人権課長 米田 正径
教育次長 田中 清 危機管理課長 村上 正規
秘書課長 堀内 孝茂 生活環境課長 浅井 尚和
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 村井 浩二 阪口 寛
寺町 幸雄 田中 祐二
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第 3号 平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 4号 平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 5号 平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- (5) 議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- (6) 議案第24号 太子町印鑑条例中改正の件

- (7) 議案第25号 太子町税条例等中改正の件
- (8) 議案第28号 太子町消防団条例中改正の件

午前 9時30分 開 会

○辻本委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定と致しまして、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について他2件、条例案と致しまして、議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について他4件、以上、合わせまして8件の議案でございます。

何卒よろしくご審議を頂きまして、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申しあげまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長 本日は全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定関係が3件、条例関係が5件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、決算認定関係の認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○吉田財政課長 おはようございます。

それでは私の方から、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります、238頁をお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額912万9千962円、歳出総額784万5千81円、歳入歳出差引額は128万4千881円となっております。

それでは、歳入歳出合わせてご説明させていただきます。242、243頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、1節報酬20万4千円は管理会委員7名分の報酬でございます。

次に、7節賃金7万2千800円は下請者91件分の山林下請料の徴収賃金でございます。

続きまして、11節需用費47万4千150円、食糧費の1千110円は会議の賄い費でございます。又、修繕費の47万3千400円は台風21号によります狐塚林道の倒木伐採等の費用でございます。

次に、12節役務費1万7千914円は通信運搬費で4千814円、財産区財産のため池に係る賠償責任保険料で1万3千100円でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金307万5千893円は、NTT賃貸料下請者交付金として、NTT無線中継所への道路占用に伴い下請者へ支払いをした47万6千610円。財産管理補助として財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合への補助金182万1千円。山田地区振興補助として消防団へ10万円、水利組合に対して10万円の合計20万円。又、他地区の財産貸付負担金として7万8千283円。東條町会の集会所改修補助金として50万円でございます。

続きまして、25節積立金6万3千307円を基金に積み立てたものでございます。

続きまして、28節繰出金393万7千17円は、文化池災害復旧工事に伴う一般会計への繰出金でございます。2款予備費から1款総務費、1目一般管理費、11節需用費へ27万円を、又、19節負担金補助及び交付金へ50万円をそれぞれ充当しております。

歳出につきましては以上となります。

続きまして歳入でございますが、240、241頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額6万3千307円は基金の定期預金利子でございます。

次に、2目財産貸付収入、収入済額347万9千569円はNTT無線中継所への占用道路用地貸付料、又、山林の下請料、関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料、畑地区のゴルフ場への財産貸付料等でございます。

次に、3款繰入金は基金繰入金393万7千17円となっております。

次に、繰越金、前年度の決算剰余金としまして165万69円となっております。

以上、簡単ではございますが、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 集会所の改修補助金が、一般会計ではなくて山田財産区からのお金ですか。

○吉田財政課長 要は財産区からの補助金でございます。

○西田委員 そのお金はどう流れていくの、集会所を補助するのに使ってという意味ですか。

○吉田財政課長 一般会計の方で50万円を見ておりまして、山田財産区の方からも上限50万円ということで補助させていただいています。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第3号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題と致します。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○吉田財政課長 それでは、引き続き私の方から、認定第4号、平成30年度太子町春日

財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、258頁をお願い致します。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は84万4千701円、歳出総額は69万4千949円、歳入歳出差引額につきましては14万9千752円となっております。

それでは、歳入歳出合わせてご説明させていただきます。

まず歳出でございます。262、263頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、まず、1節報酬20万4千円は管理会委員7名分の報酬でございます。

次に、11節需用費2万5千830円は消耗品費としまして、宗門池等に使用しました除草剤の購入費で1万900円。会議賄いとして食糧費で740円。修繕費1万5千円は台風21号による東谷池倒木の伐採費用でございます。

次に、役務費1万1千573円は通信運搬費で2千788円、財産区財産であるため池にかかる賠償責任保険で8千785円。

次に、委託料5万8千円は東谷池の草刈り業務委託料でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金36万円は9ヶ所のため池にかかる管理補助金でございます。

最後に25節積立金3万5千546円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となります。

続きまして、歳入でございます。260、261頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額3万5千546円は基金の定期預金利子でございます。

次に、2目財産貸付収入、収入済額9万2千630円は関西電力及びN T Tの電柱敷地貸付料並びに新池の堤貸付料等でございます。

続きまして、3款繰入金は基金繰入金60万円となっております。

次に、4款繰越金11万6千525円は前年度の決算剰余金でございます。

認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田委員 財産管理補助、これはため池管理やと思うんですが、36万円、前年度が38万円、これは2万円減額になっておりますが、事情は何でしょうか。

○吉田財政課長 にごり池が昨年4月から一般会計の方が変わっておりますので、その分が減っております。

以上でございます。

○山田委員 36万円のうち、ため池がAランク、Bランクと分けておられますが、これはどんな事情があるんでしょうか。

○吉田財政課長 一応、池の大きさで分けているところでございます。

○山田委員 その大きさというのはどんな大きさでしょうか。何ぼから何ぼとか、何かあるのではないのでしょうか。

○吉田財政課長 その辺の細かいところまで今ちょっと資料を持っておりませんので、すいません。

○山田委員 5万円が6池で2万円が3池ということにはなっているらしいんですが、一般的に財産区の池は山の中にあたり、それから、もう絶えず住民の目が届くところにあたりまして、例えば、春日の新池なんかは墓参りで色々来られるので、絶えず土手の堤の草刈りも山奥の草刈りと違って回数があると思うんですよね。その差が5万円と2万円かなと思っていたんですけれども、今の答弁であつたらわからないようですので、その辺ちょっと調べておいてもらえませんか。

○吉田財政課長 わかりました、またお調べいたします。

○森田委員 今の関連で草刈りですけど、草刈りでこれ5万8千円と書いてますやろ、委託料ね。これは大体、何平米ぐらいのところを刈ってもらって、単価は今、草刈りはどれぐらいかわかりますか。

○吉田財政課長 これは業者の方に委託をしておりますして、面積につきましては、細かい数字まではわかりませんが、20平米ぐらいかなと。

○森田委員 いや、20平米か何か知らんけれども、他かて物件で草刈りしてもらうところがあるから、大体今、草刈りであつたら平米何ぼぐらいでやっているのかなというのを知りたいから、そしたらそれも一遍調べておいて、大体草刈りを何ぼぐらいでやっているか。

○吉田財政課長 はい。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第4号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題と致します。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○浅井生活環境課長 認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、附属説明資料からご説明申し上げます。

附属説明資料の1枚目をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

決算額は、歳入歳出ともに3億8千563万765円となり、前年度に比べまして1千954万5千328円、4.8%の減となりました。

主な内容といたしまして、歳入では、前年度に比べ、町債が1千850万円、15.9%の減、下水道使用料が58万8千731円、0.4%の増、一般会計からの繰入金42万6千486円、0.3%の増となりました。

歳出では、前年度に比べ、下水道総務費で622万5千703円、7.4%の増、公債費で209万7千743円、0.8%の増となりましたが、下水道建設費で2千786万8千774円、57.8%の減となりました。

2ページでございますが、1頁の歳入と歳出状況をグラフ化し比較したものでございます。

3ページは下水道事業の整備状況でございます。図-3では、過去5年間の推移状況をグラフにてあらわしております。人口は、26年度より毎年約1%減少を続けており

ます。水洗化人口は、前年度に比べ、25人減少しましたが、水洗化率は前年度に比べ0.6%向上し、89.5%となりました。

次に、経営指標でございますが、汚水処理に要した費用を使用料収入によってどれだけ回収できているのかを示す指標でございます。経費回収率は、67.51%。汚水一立方メートル当たりに要する処理費用であります汚水処理原価は、211円38銭。汚水一立方メートル当たりの使用料単価は142円70銭となりました。

4ページの図-4は、先ほどの経営指標の3つの要素をグラフ化したもので、汚水処理原価は、年々増加傾向にあり前年度に比べ、5円99銭の増となりました。増の要因は、下水道総務費の維持管理経費などが増加したことによるものでございます。

使用料単価は、前年度に比べ49銭増加しました。増の主な要因は、太子西条線沿いの商業施設の水洗化による使用料収入と有収水量の増によるものでございます。

汚水処理に要した費用を使用料収入でどれだけ回収できているのかを示す指標でございます。経費回収率は、前年度に比べ1.73%減少しました。減の主な要因は、使用料収入と有収水量は増加したものの維持管理費の増加により、率が低下したものでございます。

次に、図-5の有収水量の状況でございますが、前年度に比べ、人口は減少しているものの、太子西条線沿いの商業施設の水洗化によりまして、604立方メートル増加し、101万7千221立方メートルとなりました。

5ページの公債費の状況でございますが、上から4行目の30年度末現在の地方債残高は、20億6千63万8千525円となり、表3のとおり前年度に比べて、1億3千102万4千133円、6%減少しております。

附属資料の説明は以上でございます。

それでは、下水道事業特別会計の歳出につきまして、事業別区分の決算額の大きいものを中心にご説明申し上げます。

なお、職員人件費等につきましては、各費目に共通することから説明は省略させていただきます。また、不用額につきましては、別途、不用額調書を配付させていただいておりますので、説明の方は省略させていただきます。

恐れ入ります、決算書の282、283頁をお願いします。

1款下水道費、1項下水道総務費、1目一般管理費、支出済額9千31万9千200円。一般管理事業7千52万799円のうち、8節報償費12万1千400円は、受益

者負担金の徴収猶予解除に伴う、6件分の一括納付報償金でございます。

1.1 節需用費 153万8千595円は、個人用マンホールポンプを除くポンプ16基分の電気料及びマンホールポンプや公共汚水柵など下水道施設の修繕費等でございます。

1.2 節役務費 47万6千771円は、マンホールポンプ16基分の異常通報用の電話料でございます。

1.3 節委託料 1千333万796円のうち、マンホールポンプ点検委託料 291万7千728円は、マンホールポンプ20基分の日常点検並びに計画的に行っておりますポンプ本体、配電盤、水位計の点検。下水道使用料徴収事務委託料 718万4千000円は、大阪広域水道企業団への下水道使用料徴収事務の委託料などでございます。

1.4 節使用料及び賃借料 38万8千800円のうち、電算機器・プログラム賃借料 38万160円は、受益者負担金等収納システムのプログラム等賃借料でございます。

1.6 節原材料費 16万4千970円は、公共下水道施設補修に伴う原材料費でございます。

1.8 節備品購入費 3万4千128円は、観光交流センター1階に設置しております下水道カラーマンホール展示台の購入費用でございます。

1.9 節負担金補助及び交付金 4千418万9千719円のうち、次ページをお願いします。流域下水道維持管理負担金 4千408万3千909円は、大和川流域下水道の維持管理費負担金で、大井処理場の維持管理に必要な動力費、薬品費、法定設備点検・収集運搬・設備点検、人件費等でございます。

2.3 節償還金利子及び割引料 9万6千400円は、下水道使用料の前年度収納済分の2世帯への漏水軽減に対する過誤納還付金でございます。

地方公営企業法適用移行事業 1千81万5千120円は、令和2年度に下水道会計を地方公営企業会計に移行するために必要な業務委託料でございます。30年度は、公営企業会計システムの構築や法適用移行に向けた関係課との協議等を行いました。

2 項下水道建設費、1 目公共下水道建設費、支出済額 1千621万4千152円。公共下水道建設事業 520万848円のうち、1.5 節工事請負費 513万5千730円は、4件分の公共汚水柵設置工事並びに太井川マンホールポンプの更新工事でございます。

2 目流域下水道建設費、支出済額 413万378円。流域下水道建設事業は、大和川流域下水道の大井処理区の建設負担金で、大井処理場の監視制御設備更新工事、大和川下流流域管内のマンホール蓋補修工事等に対する負担金でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、支出済額2億2千872万4千133円。次ページをお願いします。下水道事業債元金償還事務事業は、財務省、旧簡易生命保険資金、地方公共団体金融機構、大阪府及び市中銀行などの長期貸付金償還金の元金でございます。

2目利子、支出済額4千624万2千902円。下水道事業債利子償還事務事業は、長期貸付金償還金の利子及び資金運用のための一時借入金利息でございます。

以上、歳出合計は3億8千563万765円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

お戻りいただきまして、280、281頁をお願いします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目受益者負担金、収入済額87万5千900円。前年度に比べ17万9千900円、25.8%の増。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、収入済額1億4千515万8千290円。前年度に比べ58万8千731円、0.4%の増。増の主な要因は、水洗化人口の減少はあるものの、太子西条線沿いの商業施設の水洗化によるものと考えられます。なお、2名分、2万9千728円につきましては不納欠損処理を行いました。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額1億4千19万4千479円。前年度に比べ42万6千486円、0.3%の増。増の主な要因は、流域下水道維持管理費負担金が285万1千869円減、公債費の元金と利子が209万7千743円の増となり、下水道使用料が58万8千731円の増となったことによるものでございます。

4款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入済額168万6千354円。前年度に比べ190万687円、53%の減。減の主な要因は、大和川流域下水道の建設及び維持管理負担金の29年度分の精算に伴う返還金の減少によるものでございます。

5款町債、1項町債、1目町債、収入済額7千770万円。前年度に比べ1千930万円、19.9%の減。内訳は、公共下水道事業債380万円、流域下水道事業債が400万円、下水道事業債の特別措置分が3千410万円、資本費平準化債が2千500万円、地方公営企業法適用債が1千80万円でございます。

2目公債費、収入済額2千万円は、平成20年度に大阪南農協で借り入れた特別措置分の借換債でございます。

歳入合計も歳出合計と同額で、3億8千563万765円でございます。

以上で、認定第5号、平成30年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 10月から今のところの予定では消費税を増税することですけれども、以前、水道と下水道が一緒やったとき、消費税が上がっても据え置いている時もあったと思うんですけれども、今回10%になったらやっぱり10%取るんでしょうか。

○浅井生活環境課長 消費税については、いつからというのは今のところあんまり名言はされていないんですが、中央については10月1日に8%から10%に上がると。これにつきましては、下水道の使用料も当然2%上がり、10%の消費税を徴収させて頂くということになるかと思えます。

○西田委員 家計は苦しくなりますよね。下水はなかなか儲けられるタイプではないではないですか。だけど、支出を減らすということも大切かなと思うんですが、説明資料で水洗化率が良くなったということと、下水道使用料の伸びは太子西条線の商業施設ということだったんですけど、水洗化率が上昇した理由をちょっと教えていただけますか。

○浅井生活環境課長 附属説明資料の3頁を見ていただきたいんですが、整備状況のところでございます。平成30年度と29年度を比べますと、当然、人口は行政区域内の人口が117人減っている。処理区域内の人口も108人減っている。ところが水洗化人口の減りが25人ということになってございます。これは、処理区域内の当然人口の減少はあったものの、下水の接続が30年度、5世帯の切り替えをしていただいたというのと、新たに水洗化していただいたご家庭39件がございまして、こういうところによりまして、水洗化率の増加、0.6%なんですけど、住民のご協力により0.6%の増加があったと言えらると思えます。

○西田委員 住民の協力もあるかもしれませんが、なかなか、あと残りのところは大変なところを職員も、5世帯といえども本当にこれは大きいと思えますし、努力して下さっていると思っています。太子西条線に大型商業施設ができただけでこれだけ伸びるのであったら、この後商業施設が建って、いろんなのが来ているみたいな話も聞きますけれども、それがまた下水道の使用料にも有利に働くこともあるかと思えますので、商

業施設の誘致には引き続き、他の課になるかもしれませんが、努力して頂くようお願いしておきます。

それと、下水道料金は他よりも高いではないですか、これ以上上げんこうと思う中では、やっぱり工事したらそれだけ支出が出ると思うんですけれども、それを抑える意味で太子町は水道工事をやった時に、下水道工事と水道を重ねてとかで工事費を減らす努力をしてきたんですけど、今、ちょっとなかなかわかりにくいと思いますが、水道工事で今後、対象内で工事する予定のところはありますか。

○浅井生活環境課長 この件に関しましては、本来企業団の方がお答えすべきなんですが、私の方で知っている範囲のところは、ご報告という形になろうかと思うんですが、させていただきたいと思います。

企業団が平成29年4月に太子町水道事業の運営を開始したと。これまで色々滞ってありました機械とか電気設備の更新を優先的に実施してきた訳でございます。今おっしゃっているような企業団の老朽化対策に係る整備の計画でございますが、これは企業団全体として令和2年、来年から長期的な計画については25ヶ年計画、中長期的な計画については令和2年から令和11年というところで25ヶ年と10ヶ年の計画を今現在策定しておるといったところと聞いております。

先程西田委員もおっしゃったんですが、今までは下水と水道、それは下水を埋設する時に当然水道管がもともと入っておりましたので、その移設をしながら下水を布設したというところから一体的に下水も整備した、水道も新しくなったというところはあったんですが、これからの今の考え方、企業団の考え方については、管路の更新については管路の重要度や老朽度、これを勘案して優先度合いの高い管路から更新していく計画であるというところで、まずは昭和43年に埋設されました山田の送水管を更新していく予定である。この送水管の実施設計を令和元年度にやって、令和2年度から2ヶ年で更新したい、そういうふうに考えております。

今のところは送水管の改修計画、それ以降については先程前段で申しました整備計画のところからこれから考えていきたいというふうに企業団の方から聞いておるところでございます。

○西田委員 企業団になっていますけど、お隣にもいらっしゃいますので、整備計画策定中とのことですが、できたら、またその資料ももらって私達にも見せてもらえたらと思いますので、よろしく願います。

それと、下水道事業、工事したら増えると思うんですけども、公債費は今後どうなっていくか、ピークが32年間、このような話もあったんですが、減っていくのであつたら会計的にも楽になるかなと思うんですが、公債費の今後をちょっと教えていただけますか。

○浅井生活環境課長 公債費なんですけど、これも附属資料の5頁をご覧くださいなんですけど、こちらの5頁に平成30年度末の現在高が20億6千63万9千円となっております。これは、29年度に比べて1億3千102万4千133円減少しております。減少は結構大きいんですが、これは毎年償還しているからこれだけ大きいと。そのピークが令和2年度、来年度、約2億9千万円ぐらいの償還を考えておる。令和2年度がピークなんですけど、それ以降何も事業がなければ当然下がっていくと。又、事業があれば当然、起債等の借入れがありますので若干増が出てくるのかなと思うんですが、今の段階で言うと何もしなければ下がっていく状況になります。

だから、以前に色々起債を借りた分の償還というのが結構あるんですけど、今一番ちょっと気になっているのが20億6千63万9千円で、全体としては1億3千100万円減少している訳なんですけど、これは建設事業債以外の町債、ここにはちょっと出ていないんですけど、特別措置分とか資本費平準化債、又、公営企業の会計の適用債というのがございまして、それは、29年度に比べて4千629万5千円ほど増になってきていると。

だからこれは、全体としては減少しておるんですけど、所謂、建設事業債以外の先程申しましたような町債が増加しているということで、これは、23年度とか22年度から借り入れた起債でございまして、どうしても工事をやらなくても返していかなければならないということで、言いにくいんですがやむを得ないのではないかなと、何とか返していかなければならないというふうには考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

やっぱりこれだけではなくて、住民が納めるのは保険料があつたりとか、税金あつたりとかして、上下水道料金が高いという声は引き続きありますので、今回はこっちが悪い訳ではなくて国が消費税を取るということで、それだけでも上がった気がするの、今後、下水道が上がらないように努力して頂くように要望しておきます。よろしく願いします。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第5号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、条例関係の議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件及び議案第23号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、関連する議案の为一括審議といたします。

本件について説明を求めます。

○堀内秘書課長 それでは、議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件及び議案第23号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件につきまして、関連しますので一括してご説明申し上げます。

まず、本改正に至った理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

議案第22号のところに資料1から3まで添付させていただいております。恐れ入りますが、A3の資料2をご覧くださいませでしょうか。

会計年度任用職員制度については、全員協議会においてもご説明させていただいておりますので、主な概要のみをご説明させていただき、その上で条例の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月11日に成立し、同月17日に公布されたことにより、一般職の非常勤職員として新たに会計年度任用職員の職として創設されたものです。

改正法では、適正な任用等の確保と処遇改善が示されており、現在、本町で任用して

いる非常勤嘱託員や臨時的任用職員の全員が、来年4月1日からパートタイムの会計年度任用職員へ移行することになります。そして、勤務時間にもよりますが、期末手当を支給することになります。

恐れ入ります、A3の資料3をご覧ください。

こちらには、現在の非常勤嘱託員及び臨時的任用職員と、パートタイムの会計年度任用職員制度案を比較させていただいているものです。

今回の議案第22号に係る項目としては、報酬額、期末手当、通勤に係る費用でございます。なお、勤務時間については、原則として現在の勤務時間体系を維持するものでございます。

なお、議案第23号に係るものになりますが、休暇制度については、規則において規定させていただき予定をしておりますが、資料3の一番下にあります育児休業制度については、国から示されている非常勤職員のための育児休業制度に準じ条例の一部改正により制度構築を行うものでございます。

恐れ入ります、資料2にお戻りください。

資料2の右側をご覧ください。今回の令和2年4月施行の法改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、さまざまな条例等の整理・整備が必要となることから、新たな条例制定を1つ、また、関連する条例の一部改正を一括して行うための整備等条例を1つ、計2つの条例案を上程させていただいたところです。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件をお願いいたします。

恐れ入ります、議案書2頁をお願いします。

まずは第1条の趣旨でございます。先程も申し上げましたが、本条例は、国において非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として創設されました。会計年度任用職員制度に対して支給する報酬や通勤等に係る費用弁償、また、新たに支給可能となる期末手当等に関して規定するものでございます。

第2条第1項では給与として報酬と期末手当とし、第2項では給与の支払い方法について規定するものです。また、第3項では支給を要する通勤、旅費等のいわゆる実費弁償は、給与に含まないことを明確化するものでございます。

次に、第3条第1項では、会計年度任用職員に支給する報酬額を規定するもので、一

一般職の職員の給与条例に規定する給料表の2級の最高の号給の月額とさせていただくものです。

同条第2項では、報酬として時間外勤務や夜間勤務、休日勤務を行った場合に支給する計算方法について、常勤の職員との権衡を考慮した計算方法により算出するとしたものでございます。

第4条第1項では、報酬は月単位で支給。同条第2項では、例外として日額又は時給に応じて支給する旨を規定したものでございます。

恐れ入ります、次の頁をお願い致します。

第3項及び第4項では、月額支給するための算出基準及び算定方法を規定したものでございます。

第5条では、通勤に係る費用弁償ですが、一般職の通勤手当と遜色のないよう給与条例の例により支給するものでございます。

第6条では、公務のために旅行に係る費用弁償ですが、これについても一般職と遜色のないよう旅費条例の例により支給するものでございます。

第7条第1項では、期末手当を支給すべき対象者を規定するとともに、支給基準として、職員と同様に給与条例に規定する基準日、つまり、6月1日又は12月1日に在職し、かつ、任期の定めが6ヶ月以上の者に対して支給するものでございます。ただし、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者は除くとしております。なお、この1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、国では週15時間30分未満の者として示しており、これと同様に規則で規定する予定でございます。

同条第2項では、期末手当の額について、期末手当基礎額に職員と同様に、給与条例に規定する月数を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の在職期間に応じた割合を更に乗じて得た額を支給させていただくものでございます。現時点では、給与条例に規定する月数としては、年間2.6ヶ月となっております。

第3項では、期末手当基礎額について、基準日前6ヶ月以内の在職期間における報酬の1カ月当たりの平均額とさせていただいているものでございます。

第4項では、会計年度任用職員に対して懲戒処分や失職、離職、一時差し止めの処分等を行った場合、職員に準じて対応することを規定したものでございます。

第8条では、会計年度任用職員に支給する給与から控除すべき、例えば組合費、駐車場代、職員会費等の額を差し引きするものでございます。

第9条では、職務の特殊性等を考慮し、特に必要と判断した場合において、先ほど説明させていただきました第2条から前条の規定に係らず別に定めるとさせていただくものでございます。

第10条では、委任について、この条例の定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしているものでございます。

次に、附則でございます。恐れ入ります、次の頁をお願い致します。

この条例の施行日ですが、令和2年4月1日から施行することとしております。

次のページをお願い致します。

この条例施行のために必要な事項を定める規則案の主な概要を資料1として付けさせていただきます。

規則につきましても、条例と同様に令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件についてご説明いたします。

恐れ入ります、議案第23号の新旧対照表の1頁をお願いいたします。

新旧対照表の第1条関係でございます。

第1条関係の改正は、一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。

通勤手当の第17条第2項第3号中の改正は、文言の整理を行うものでございます。

また、第28条の改正は、非常勤職員の給与については、他の常勤職員との権衡や職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを条例で明記するものでございます。

続いて、第2条関係の改正は、太子町職員の退職手当に関する条例の改正でございます。

目的の第1条中の改正と、退職手当の支給の第2条、恐れ入ります、2頁をお願いいたします。第1項中の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

次に、同条第2項の改正につきましては、パートタイムの会計年度任用職員を退職手当の支給対象外とするものでございます。

なお、第3条第2項以降から8頁の附則第21項までの改正につきましては、現行の退職手当制度そのものが変わるものではありませんが、今回の改正に合わせて、国準則にのっとり条例全般の見直しをさせていただきました結果、句読点の修正や語句の誤り、

条ずれへの対応等、文言の整理を一括して整理をさせていただくものであり、それぞれの改正内容のご説明は割愛させていただきたいと考えております。

恐れ入ります、続いて新旧対照表の9頁をお願いいたします。

第3条関係の改正は、職員の分限に関する条例の改正でございます。

休職の効果の第4条第2項中の改正は、文言の整理を行うものでございます。次に第4条第4項は、会計年度任用職員を休職処分を行った場合の休職期間を規定するものでございます。

続いて、第4条関係の改正は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。

目的の第1条中の改正は、地方自治法の改正に伴う条ずれに対応するための改正でございます。

恐れ入ります、続いて新旧対照表の10頁をお願いいたします。

第5条関係の改正は、太子町職員の旅費に関する条例の改正でございます。

第1条の2は、旅費の支給に関し国の準則に基づき条文を追加させていただくものでございます。内容としては第1項に職員の旅費支給を定めるとともに、第2項及び第3項で、職員以外の者の旅費について規定するものです。

また、別表第1の表中の改正ですが、地方公務員法改正により曖昧であった特別職の範囲が限定されたこと等を踏まえて、今回、特別職の職員に改めるものでございます。

第6条関係の改正は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございます。

減給の効果の第3条の改正は、新たに会計年度任用職員を減給処分した場合の効果について、職員と同様に規定するものでございます。

また、第5条の改正は条例の施行に関し、国準則に基づき町長が別に定めるとした条文を追加させていただいております。

恐れ入ります、新旧対照表11頁をお願いいたします。

第7条関係の改正は、太子町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

この条例改正は、会計年度任用職員制度の創設後、非常勤職員においても育児休業が取得できるように制度構築を行うものでございます。

まず、育児休業をすることができない職員の第2条第1項第3号ですが、アからウのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員が、育児休業をすることができない非常勤職員と規定するものでございます。そのため、第3号アからウでは育児休業をする

ことができる非常勤職員の要件として、アの①では、在職期間が1年以上であること、アの②では、その養育する子が1歳6ヶ月に達する日まで、また例外的に2歳に達する日までに、その任期が満了しないこと及び引き続き任用をすることが明らかであること、アの③では、規則で定める勤務日の日数以上であることの3点の要件を規定させていただいております。

次にイでは、その養育する子の1歳到達日までの育児休業に引き続いて行う育児休業をすることができることの特例を規定させていただいております。

ウでは、任期の更新に伴って引き続き行う育児休業をすることができることの特例を規定させていただいております。

第2条の3では、育児休業の承認に関して育児休業法第2条第1項において、非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6ヶ月に達する日までの間で条例で定める日とされていることから、同様に規定するものでございます。

また、12頁同条第1号では、その養育する子が1歳到達日までと、第2号では、職員の配偶者が育児休業をしている場合には、子が1歳2ヶ月に達する日までと、第3号では、保育所に入所できない等の事情により、子の1歳到達日後も育児休業をすることがやむを得ないと認められる場合には、1歳6ヶ月に達する日までとし、恐れ入ります、新旧対照表13頁をお願いいたします。

第3号の規定を適用する場合の要件をア、イのいずれにも該当するときと規定させていただくものです。このアでは、職員の育児休業の開始日が子の1歳到達日の翌日であること、又、職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしていること、イでは、子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合を規定するものでございます。

第2条の4ですが、育児休業の承認について規定している育児休業法第2条第1項中において、先程の条例第2条の3でご説明させていただきました条例で定める日の特例として、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日とされていることから、規定するものでございます。

同条では、条例第2条の3に該当して、子の1歳到達日後において育児休業をしていた場合で、当該、子が1歳6ヶ月に達する日においても、引き続き保育所に入所できない等の事情がある場合には、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることと規

定するものでございます。また、この規定を適用する場合の要件を第1号及び第2号のいずれにも該当するときと規定させていただくものです。この第1号では、職員の育児休業の開始日が子の1歳6ヶ月到達日の翌日であること、又、職員又は配偶者が子の1歳6ヶ月到達日に育児休業をしていること、恐れ入ります、新旧対照表14頁目をお願いいたします。

第2号では、子の1歳6ヶ月到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合を規定するものでございます。

第2条の5ですが、先程、ご説明をさせていただきました第2条の3及び第2条の4を加えることにより、条ずれの改正をするものです。

第3条第1号中の改正ですが、子の定義規定については、新たに規定する第2条第1項第3号ア①中に規定するため、子の定義規定を削除するものです。

同条第5号中の改正ですが、文言の整理を行うものでございます。

同条第7号及び第8号ですが、これは非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定したものでございます。

まず、第7号では、保育所に入所できない等の事情により育児休業をすることがやむを得ないと認められる場合に、1歳から1歳6ヶ月又は1歳6ヶ月から2歳に達する日までの子を養育するための育児休業でございます。

同条第8号ですが、任期の末日を育児休業の末日としていた非常勤職員の任期が更新等された場合に、引き続き育児休業をしようとするための規定でございます。

第6条の見出し中の改正ですが、文言の整理による改正でございます。

恐れ入ります、新旧対照表15頁をお願いいたします。

第7条及び第8条ですが、職員の定義から会計年度任用職員を除くための改定でございます。

また、第8条、第10条及び第13条中において文言の整理を行う改正を行っております。

続いて第19条中の改正ですが、第1号では部分休業をすることができない職員の規定方法を改めさせていただくもので、内容に特には変更はございません。

恐れ入ります、新旧対照表16頁をお願いいたします。

第2号では、ア、イのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員が、部分休業をすることができない非常勤職員と規定するものでございます。

そのため、第2号ア、イでは部分休業をすることができる非常勤職員の要件を規定させていただいております。アでは、在職期間が1年以上であること、イでは、規則で定める勤務日の日数以上であることの2点を要件とするものです。

第20条第1項中の改正ですが、部分休業を承認するに当たって、勤務時間について非常勤職員の規定を設けるものでございます。

同条第2項中の改正ですが、労働基準法の制定年や法律番号について、新たに規定する第2条の3第2号中に労働基準法を規定することから削除するものでございます。また、介護時間の承認を受けて勤務しない職員から非常勤職員を除外し、新たに非常勤職員の部分休業の承認できる時間等について同条第3項に規定するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表17頁をお願いいたします。

第8条関係の改正は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正でございます。

第2条第2項においては、派遣できる職員から除外される職員を規定するものでございますが、今回の地方公務員法の改正により、法第22条が7項建ての条文が改正され1項のみとなったことを受けて改正するものでございます。また、合わせて文言の整理を行うものでございます。

第9条関係の改正は、太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。

第2条第2項において、フルタイムの会計年度任用職員を規定し、公表対象とさせていただくものでございます。

恐れ入ります、議案書の7頁をお願いいたします。

附則の部分でございます。

附則につきまして、この条例の施行期日ですが令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第22号及び議案第23号のご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 働き方というか名前が変わったのかなと思うんですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法改正、国会で成立しましたが、附帯決議について色々問題

があるなというところがあってお尋ねしたいんですが、会計年度任用職員制度導入、これがこれまで脱法的に行われてきた正規から非常勤職員への置き換えを合法化することにならないのかという疑念があるのと、臨時非常勤の職を人員の調整弁として利用するようなことはないのかというような懸念があるというのが国会でもあったんですけども、太子町ではそんなことはございませんということでやっていくのか、お聞かせください。

○堀内秘書課長 今回の会計年度任用職員制度の導入なんですけれども、あくまで法改正に基づいて適正な任用等の確保と庶務改善を目的とするものでございます。又、非常勤職員の任用、先程おっしゃっていただいた人員の調整弁ということではありません。以前から厳しい財政状況にあって、住民の民意に応える為に効果的・効率的な行政サービスの提供を行う為に職員が担うべき分野、業務、必要性を見極めつつ業務の量、内容、又、責任の程度等を踏まえて非常勤職員の適正な運用に努めているところでございます。

○西田委員 適正といえども、やっぱり正規の職員が少なくなっているのかなと思うんですけども、この任用職員制度、これが出来ることで正規職員の定数増につながるようになるのでしょうか。

○堀内秘書課長 今回の会計年度任用職員制度につきましては、あくまでも非常勤職員の正職員というものではございません。先程説明させていただきました、任用確保と処遇改善、この2つが主なものでございます。

又、職員数につきましては、以前から太子町の定員適正化計画に基づいて職員数の適正化を図っているところでございます。

○西田委員 思うのは、民間企業で働いて、何年か働いたら正社員にしてもらえるかなというのを夢見て非正規で働いている方もいるかと思うんですが、太子町でも何年間働いて、1年更新でしたっけ、やってきて、この人は太子町で働いてほしいなと思うような人があらわれたら正規職員に採用することも考えられると思っていいいんですか。

○堀内秘書課長 今回の会計年度任用職員制度に関しては、その部分については特に規定はないんですけども、本来、おっしゃっていただいたような正規職員については、共通試験の採用が原則となっております。地方公務員法上の規定があるんですけども、一定期間働いたからといって正職員化出来るものではございません。民間労働であれば労働契約法に基づいて一定期間働いた場合、有期か無期というような制度もございまして、我々、地方公務員法の場合は対象外となっておりますので、おっしゃっていただい

たようなことはできないと考えております。

○西田委員 何といっても非正規で働いている方、今、役場を見渡してもやっぱり女性が多いと思うんです。低い年収で働いて、その人達がもしかしたら職員になれるかなという夢が持てるような職場だったらいいですけども、一生、一年一年の契約でやってよねというような、これはちょっとどうかなと思いますので、よく太子町の方が働いている職場でもありますし、働きやすい職場であってほしいなと思うんです。その点では、今回何かこういう非正規の方も組合に入れるようにも聞いたんですが、その点はどうなんでしょう。

○堀内秘書課長 今回の制度改正を契機に、組合の方に加入されているというふう聞いております。既に本町の職員組合主催で説明会を数回されたと聞いておりまして、現在もう既に加入されたと聞いております。

○西田委員 一般会計の時にも言いましたが、非正規率が太子町でも34%ですか、それだけの方が働いている太子町の役場ですので、その人達の声も十分吸い上げていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと最後、働いている方は色々あって、労働条件とかセクハラとかここで解決すればいいんですけど、解決しなくてそしたらどこに訴えようかという時に、公平委員会に訴えたらいいのか、労基署、そういう何か、この方はどっちやねんというような話が以前あったかのように思うんですが、この制度によって訴える時は公平委員会だけになるのかな。

○堀内秘書課長 来年の会計年度任用職員になった場合、一般職というのは我々と一緒になりますので公平委員会で言うていくことになります。

○辻本委員長 他にございませんか。

○森田委員 パート職員なんかありますやろ、普通正社員であつたら普通の試験か何かでやるんやけれども、パート職員の場合は結局2名募集でやって、3名、4名来たら面接か何かでその判断で採用される訳ですか。

○堀内秘書課長 応募があつた段階で面接を必ずさせていただいて、面接で点数という形で能力実証をさせていただいております。

○森田委員 それと、育児休業でちょっと聞きたいんやけれども、例えば例を挙げたら、4月1日に正社員で入社するとしますやろ、それで、出産計画を間違えて4月に入社して妊娠した場合、子どもが生まれるのが十月十日ですやろ、そしたら1年間勤めていな

いから育児休暇の資格はない訳ですか。

○堀内秘書課長 おっしゃっていただいているのは職員ということでしょうか。

○森田委員 いや、職員でも誰でもええんやけど、というのは、1年間勤めなあかんというこれは規定がありますやろ。

○堀内秘書課長 今、説明させていただいたのは非常勤の場合は一定条件がございますので、その条件をクリアした方が育児休業の対象となっています。

○森田委員 一時休業になるんやけれども、1年間勤めていなければいけないということですよ。それが結局4月に一気にやって、出産日を間違えて早いこと妊娠した場合であつたら十月十日で生まれるということは、生まれる何ヶ月前から休むから、1年間勤めてないわな、そういう場合はもう全然ないんかな。

○堀内秘書課長 育児休業を条例で今回改めさせていただいた定義に該当されない場合は、非常に申し訳ないんですけども、育児休業を取得することはできないという形になります。

○森田委員 ということは入社して何ヶ月はしっかりやらんと認識できない訳やな。

○堀内秘書課長 一定条件がありますので、一定の条件をまずクリア頂くというのは最低していただかないといけないところにはなります。

○森田委員 そやから、結局、少子化対策や子どもを産め産めと言っていて、そやけれども、ただ入社したとかそういう場合であつたら1年後に生まれる計画でやらんとあかんということやな。それは法律、国なんかもそうなんかな。

○堀内秘書課長 ここの条件につきましては、上位法の育児休業法等にも定められておりまして、おっしゃっていただいた点については、入社してすぐ育休をとれないのかというようなご意見かと思うんですけども、なかなか非常にその部分はしんどいかなとは思っております。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 では、議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制

定の件、議案第 2 3 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件につきまして、意見を付けての賛成の立場で討論を行います。

国の地方公務員法及び地方自治法の一部の改正に伴い、地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の実態が地方公務員法の規定と乖離しているとして、臨時非常勤の運用要件を厳格化し、増大した臨時非常勤職員の受け皿として新たに有期雇用契約である会計年度任用職員制度を新設し、2020年4月より実施をするものです。臨時非常勤を急増させた国と地方自治体の責任への反省がなく、臨時非常勤の正規化、正規職員の定員拡大等の根本的な改善策が示されていません。

地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中止とするという大前提のもとに制度設計をすべきですが、会計年度任用職員制度が入口規制のない有期任用の職となっており、会計年度ごとの任用と雇いどめを地方自治体の判断に委ねることを可能としており、合法的な人員の調整弁となる可能性を否定できません。臨時非常勤の職を人員の調整弁として利用することになれば、地方公務員法の分限任用の原則を崩すことになりかねません。

又、会計年度任用職員制度は非正規前提の雇用制度であり、フルタイム、無期雇用を原則という国際的ルールからも逸脱するものです。このように会計年度任用職員制度には様々な問題がありますが、育児休業がとれたり、期末手当の支給を可能とするプラス面があることと、太子町では新しく会計年度任用職員制度が導入されるに当たって、非正規である会計年度任用職員も組合に参加出来る道を開き、声を上げる場が確保されることを評価し、非正規ではなく正規職員の定数拡大を要望致しまして、意見を付けて賛成の討論といたします。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件及び議案第 2 3 号、地方公務員法及び地方自治法の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、原案通り可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○辻本委員長 それでは、再開致します。

次に、議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○米田住民人権課長 議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず始めに、本改正に至った理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

今回の改正は、女性活躍推進の観点から住民票、マイナンバーカード等へ旧氏が併記出来るようにする為、住民基本台帳法施行令等を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されることになりました。これらに伴い印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正され、氏に変更があった者の住民票に旧氏の記載がされている場合は、旧氏での印鑑登録が可能となったことを受け、本条例に係る所要の改正及び文言の整理を行うものでございます。

議案書の3枚目の新旧対照表をお願いします。

まず、第2条第1項は、本条例中に住民基本台帳法を引用した条文が、複数規定される為、同法を、以下、法という。としております。

続きまして、第4条第1項第1号では、こちらも第2条第1項と同様に住民基本台帳法施行令を、以下、施行令という。とし、従前の氏名、氏、名に旧氏を追加すると共に、第2号で、旧氏又は通称を加えております。

第2項では、非漢字圏の外国人住民の登録可能な印鑑についての規定において文言の整理を行っております。

次に、第6条第1項第3号から、次頁の第11条第2号までは、登録印鑑の制限、印鑑の登録及び印鑑登録の抹消についての規定では、氏に変更があった場合の取り扱いを新たに追加しております。

最後に第6条第2項及び第12条は、印鑑登録原票の記録媒体につきまして、磁気テ

ープを磁気ディスクへ改めております。

その他、各条文におきまして、引用条文の追記及び文言の整理を行うものでございます。

恐れ入ります、1枚戻っていただきまして、改め文の附則でございます。この条例の施行期日でございますが令和元年11月5日といたしております。

以上、簡単ではございますが議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 旧姓が使えるようになった、変えてもらったら女性が活躍出来るかどうか、すごい枝葉末節やと思うんですが、こういうことが出てくるのであったら夫婦別姓、そういう話もこういう中では議論はあったんやろうか、こっちに進むのがもっといいかなと思うんですが。

○米田住民人権課長 今、ご質問にありました選択する夫婦別姓の制度につきましては、国会の方でも今議論されているというふう聞いておりますけれども、まだ現実的にいつからそういったところが実現するかというふうなことは聞いてございません。まず、いろんな別姓にいく前の段階というふうな捕え方も出来るのではないかなと、今回の旧氏の併記ですね、というふうなようには考えてございます。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第24号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件については、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第25号、太子町税条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○林税務課長 議案第25号、太子町税条例等中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、今回の改正は本年3月29日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。このうち専決処分に係るものを除く法改正部分等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1頁をお開きください。

1頁の第24条から2頁の第36条の4までの改正につきましては、子どもの貧困に対応する観点から児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親、単身児童扶養者に対し個人住民税を非課税とする措置が令和3年から導入されることに伴い、必要な措置を講ずるものでございます。

尚、現行の個人の町民税の非課税の他に125万円以下につきましては、令和3年より135万円以下に改正されることとなっております。

まず、1頁の第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を加えるものでございます。又、第36条の2は町民税の申告書の提出に関する規定の整備を行うものでございます。

又、第36条の3の2は給与所得者で単身児童扶養者に該当する場合は、児童扶養手当の支給を受けている事実等を記載した扶養親族等申告書を提出しなければならない規定の整備を行うものでございます。

1頁下段から2頁にかけての第36条の3の3は、公的年金等受給者で単身児童扶養者に該当する場合での扶養親族等申告書について、前条と同様に規定の整備を行うものでございます。

2頁下段の第36条の4は、先程申しました第36条の2の改正に伴う号ずれ等の条文の整理を行うものでございます。

次に、3頁から6頁にかけての附則でございます。これは、自動車税に関する改正となります。

まず、3頁の第15条の2は、消費税引き上げに伴う自動車の需要平準化の観点から、令和元年10月1日から1年間に取得した自家用の軽自動車の環境性能割のうち、一定の要件を満たすものについて非課税とする規定を追加しております。

第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を当分の間、大阪府が行うに当たっての環境性能割の適用税率の判断基準等、賦課徴収の特例の規定を追加しております。

3頁下段から次頁にかけての第15条の6は、環境性能割の税率3%の適合車種は当分の間、税率を2%とし、税率2%の適用車種につきましては、令和元年10月1日から1年間に取得された場合に限り、税率を1%とする環境性能割の税率の特例の規定を追加しております。

次に、4頁から5頁にかけての第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例では、第16条第1項により、軽自動車税に係る重課の適用年度について、平成31年度に限定していた規定を初回、車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した以後の年度とすることにより、年度限定を外しております。

又、第16条第2項から5頁にかけての第4項において、令和2年から3年の課税年度における種別割のグリーン化特例の軽課規定を追加し、現行と同様の軽課制度を2年間延長する改正を行うものでございます。

更に本条第5項では、令和4、5年度分の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の軽課として、現行対象としている軽自動車のうち、電気自動車等に限った特例措置を講ずる規定を追加しております。

5頁下段から次頁にかけての第16条の2は、軽自動車税の種別割の適用税率の判断基準等、賦課徴収の特例の規定を追加しております。

続きまして、7頁をお願いいたします。

7から8頁にかけましては、平成30年条例第16号として議決いただきました、太子町税条例の一部を改正する条例の未施行部分の改正でございます。

第1条により改正する第48条関係の法人の町民税の申告納付は、法人町民税の電子申告を行っている者が、災害、その他の理由により電子申告ができなくなった場合の手続を追加するものでございます。

それでは、議案書の7頁に戻っていただきまして、中ほどの改正条例附則の施行期日でございます。

第1条において、令和元年10月1日から施行するものとしております。ただし、給与及び年金の扶養親族申告書の記載内容に、単身児童扶養者である旨を追加する等の改正につきましては、令和2年1月1日からの施行。個人の住民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を加える等の改正につきましては、令和3年1月1日からの施行。軽自動車のうち、電気自動車等に限った特例措置を講ずる改正については、令和3年4月1日からの施行としております。

又、第2条から次頁の第5条までの改正につきましては、町民税、軽自動車税に係る適用年度と軽減措置についての規定をしております。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 子どもの貧困対策ということもあって、未婚のひとり親世帯への個人町民税非課税措置の適用ということで、これは歓迎することなんですけれども、これに適用される太子町の住民は何人いてるかとかはわかるんですか。

○林税務課長 未婚のひとり親というところで、これにつきましては、国の方で令和2年の税制改正の中で結論を得ることになっておりまして、今回、児童扶養手当を受けておりということで、若干、対象が未婚よりは増えるということになりまして、それで135万円以下ということになってきます。

今現在、児童扶養手当支給人数が110名ほどということはお聞きしておりますし、その中で所得の範囲で限定される全部支給は60名ぐらいというようなことも伺っております。その60名の方々が非課税であれば勿論もともとで、生活保護であればもともと非課税になりますので、ですから、所得範囲層によってはちょっと何名になるかは把握はしておりませんが、少ない人数であろうというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 シングルで育てているお母さん、非婚だろうが未婚だろうが離婚した人と変わらず大変やと思うんですけれども、ずっと言っているんやけど、この所得税の寡婦控除、これは拡大の方向に進みそうなんですか。

○林税務課長 今、ご質問をいただきましたように、寡婦控除も含めて令和2年の税制改

正で結論を得るというふうにはされております。

以上です。

○西田委員 非課税になったら医療費、介護保険料とかそういうのも負担軽減されますし、本当に子どもの貧困対策が進むように努力してもらいたいですし、そう言いながら何か引き延ばしてこられて、なかなかやってくれへんので、最大で60人と思ったらいいの、そんなにいてないはずなので、よその自治体においてはみなし適用をしているところもありますので、国が追いついてけえへんのであったら、太子町としてもみなし適用する方向も少し考えていただけたらと思いますので、要望しておきます。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、太子町税条例等中改正の件については、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第28号、太子町消防団条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○村上危機管理課長 議案第28号、太子町消防団条例中改正の件について、ご説明を申し上げます。

始めに、改正に至りました経緯についてご説明申し上げます。

平成28年5月の成年被後見人制度の利用の促進に関する法律の施行により、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことが定められました。本町条例においては、成年被後見人を欠格とする他、団員となることができないことを定めた欠格条項自体がうたわれておりませんが、消防団員は地方特別職地方公務員とし

て職務を行う為、その任命に当たっては欠格条項に基づき行われるべきと考えることから、今回を契機として欠格条項を追加する条例改正を行うものです。改正内容でございますが、欠格条項を追加するものでございます。

それでは、お手元の資料の3枚目の新旧対照表にてご説明いたします。

第5条に新たに欠格条項を追加しております。第6条以降は欠格条項追加による条ずれでございます。

恐れ入ります、戻っていただき2頁目をお願いします。

本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 欠格条項が条例にうたわれていなかったということで、もう前からなんですかこれ、28年の変わった時に書いとかなあかんかったことを書けへんかったということなんで、そのタイムラグ分で不利益を被った人はいてなかったんですか。

○村上危機管理課長 すいません、この欠格条項でございますが、多分以前、28年に追加するという訳ではなくて、それ以前に欠格条項について追加する必要があったのかというのはちょっと定かではないんですけども、南河内地域の市町村の条例を確認したところ、太子町以外に1市だけしか欠格条項は入れられていないということで、太子町の消防団員につきましては、特別職の地方公務員ということで欠格条項に基づいて運営されることが必要やということで、今回入れさせていただいている次第でございます。

ですので、いつ欠格条項を入れなければならなかったというのはちょっと定かではないところでございます。

それとあと、不利益を被った方はおられないと認識しております。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、太子町消防団条例中改正の件については、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でした。

午前11時27分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 辻 本 馨